３　四国運輸局の技術・防災課は、第一項各号に規定する事務のほか、第四十三条各号に掲げる事務（安全指導推進官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（技術・防災第一課の所掌事務）

第四十一条　技術・防災第一課は、前条第一項各号に掲げる事務（技術・防災第二課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（技術・防災第二課の所掌事務）

第四十二条　技術・防災第二課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　電気施設に関し、第四十条第一項第一号、第三号及び第五号から第八号までに掲げる事務に関すること。

二　鉄道等の車両に関し、第四十条第一項第一号及び第五号から第八号までに掲げる事務に関すること。

三　（略）

（安全指導課の所掌事務）

第四十三条　安全指導課（北陸信越運輸局を除く。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　鉄道等による運送及びこれらの事業の発達、改善及び調整に関する事務のうち技術に関すること（技術・防災課の所掌に属するものを除く。）。

二　鉄道等の安全の確保に関すること（軌道の工事施行の認可等に関すること並びに技術・防災課及び鉄道安全監査官の所掌に属するものを除く。）。

三　（略）

２　（略）

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十三号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十九条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十八条第四項の規定に基づき、地方航空局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

地方航空局組織規則の一部を改正する省令

地方航空局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（空港部に置く課等） **第十五条**　（略） ２　前項に掲げる課のほか、空港部に空港管理企画調整官及び建築調整官それぞれ一人を置く。 （管理課の所掌事務） **第十六条**　管理課は、空港等の設置及び管理に関する事務（保安部並びに他課並びに空港管理企画調整官及び建築調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 **第二十三条**　削除 （機械課の所掌事務） **第二十四条**　（略）	（空港部に置く課等） **第十五条**　（略） ２　前項に掲げる課のほか、空港部に建築調整官一人を置く。 （管理課の所掌事務） **第十六条**　管理課は、空港等の設置及び管理に関する事務（保安部及び他課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 **第二十三条及び第二十四条**　削除 （機械課の所掌事務） **第二十五条**　（略）